

◆◇◆個人事業主のための◆◇◆

# 源泉所得税 個別指導会

●開催日時 平成23年 **12/22(木), 26(月)**  
平成24年 **1/5(木)~20(金)**

※ 土曜・日曜・祝日は除く

午前10時~12時、午後1時~4時

●場 所 東大和市商工会館  
東大和市中心3-922-14  
電話: 042-562-1131

●持 ち 物 1. 平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿  
(給与支払明細書)  
2. 給与所得者の扶養控除等申告書  
3. 生命保険料、地震保険料の控除証明書  
社会保険料等の払込証明書類

●相 談 員 東大和市商工会職員

●期 限 納付及び支払報告最終日 **1月10日(火)**

(納期限の特例適用者は1月20日(金)まで)

詳細はこちら



来金お待ちしています!

## 納期限の特例をご存知ですか

源泉徴収した所得税は、原則として給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、納期限の特例申請書を提出することで、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納めることができる特例があります。

- ・ 1~6月までに源泉徴収した所得税 → 7月10日(今年度は休日のため7月11日)
- ・ 7~12月までに源泉徴収した所得税 → 翌年1月10日(納期限の特例1月20日)

**給与支払報告は、税額の有無にかかわらず必ずしなければなりません!!**

給与支払者(事業者)は、従業員や専従者等に対して支払った給与について、税務署に給与支払い報告と源泉所得税の納付を行なわなければなりません。

源泉所得税が発生しない場合でも、給与支払報告は必ず行いましょう。



◆◇◆東大和市商工会◆◇◆